

資料番号

総務6

令和4年7月19日

局名 人事委員会事務局

担当者 合同総務課長 道下

公務員課長 井下

内線 5141, 5143

# 事 務 概 要

令和4年度

広島県人事委員会

## 目 次

1	人事委員会の役割 .....	1
2	委員会 .....	1
3	事務局 .....	2
4	令和4年度予算 .....	2
5	主な業務 .....	3

## 1 人事委員会の役割

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関です。

知事や教育委員会などの各任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて勧告、報告するなど、地方公務員法に定められた役割を担っています。

このうち、人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置としての機能を有しています。

## 2 委員会

(1) 人事委員会は、3人の委員による合議制の執行機関です。

委員は、民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関して識見を有する者を、議会の同意を得て知事が選任します。(任期4年)

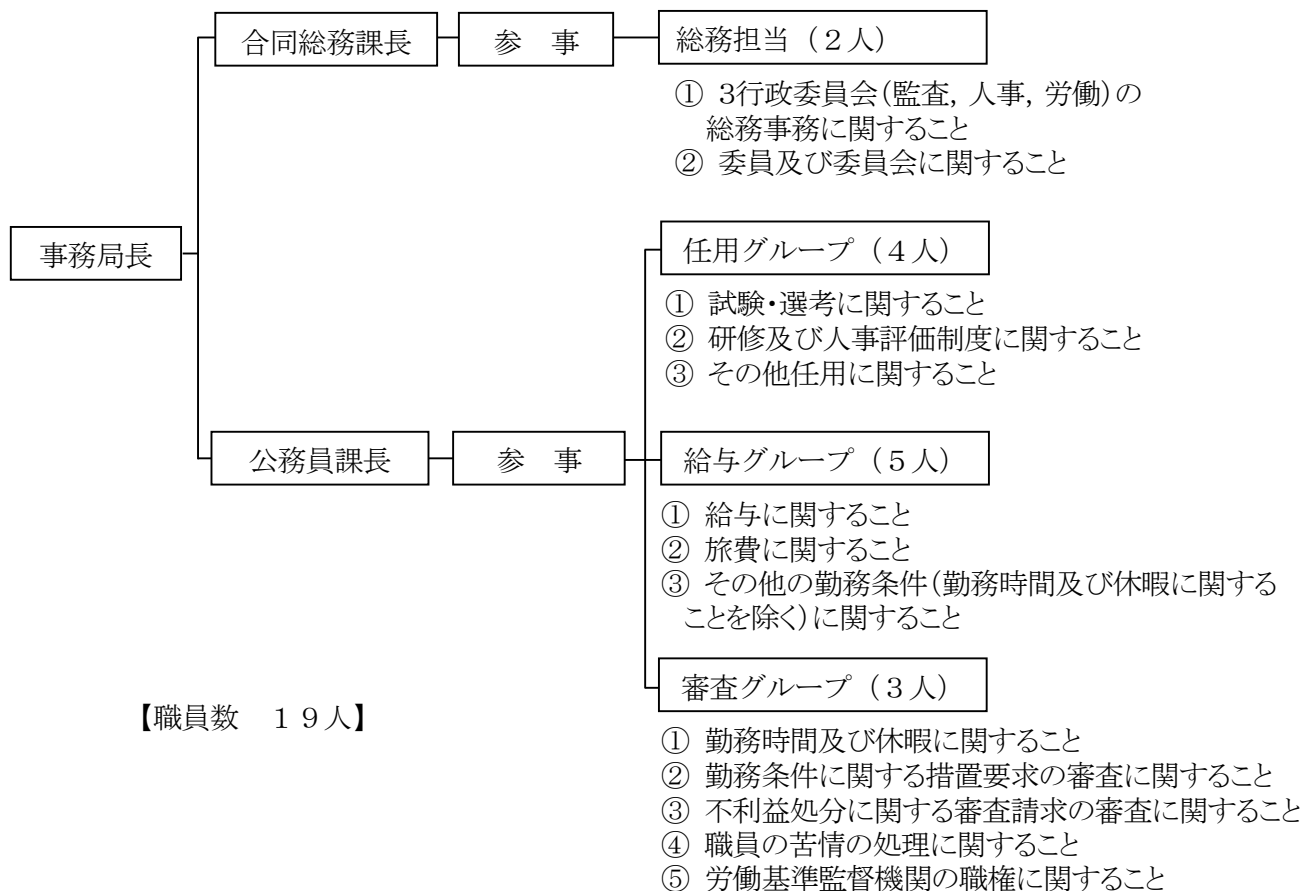
職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	加藤 誠	令和元年7月9日	3期
委員	森 信 秀 樹	令和3年7月8日	4期
委員	泉 水 直	令和4年7月9日	1期

(2) 会議は、毎月2回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催します。

令和3年度の会議開催状況

開催回数	事項別件数(件)					
	(区分)	任用	給与	審査	共通・その他	計
27回	計	78	8	12	43	141
	付議	37	6	7	9	59
	協議	1	0	0	20	21
	報告	40	2	5	14	61

### 3 事務局



### 4 令和4年度予算

(款) 総務費

(項) 人事委員会費

(単位:千円)

目	当初予算額		増減 ① -②	令和4年度の財源内訳			説明
	令和4年度 ①	令和3年度 ②		特定財源		一般財源	
				国庫支出金	その他		
委員会費	30,332	29,118	1,214	0	1,047	29,285	1 委員報酬 8,047 2 公平委員会事務受託費 470 3 各種採用試験実施費 18,082 4 委員会運営費 3,733
事務局費	169,195	169,724	△529	0	2,303	166,892	1 職員給与費 156,811 2 事務局運営費 12,384
計	199,527	198,842	685	0	3,350	196,177	

## 5 主な業務

### (1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

【地方公務員法8条1項2・4・5号, 14条, 24条, 26条】

職員の給与などの勤務条件は、地方公務員法の規定により、社会一般の情勢に適応するように定めること、さらに給与については、国や他の地方公共団体の職員、民間の給与などを考慮して定めることとされています。

このため、人事委員会では、毎年、民間給与と職員給与の調査を行い、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本として、給与改定等必要な勧告・報告を、議会と知事に対し行っています。

あわせて、人事行政における諸課題について調査・研究し、必要な報告を行っています。

#### ○ 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告（令和3年10月8日）の概要

##### ア 民間給与との較差等に基づく給与改定

###### (ア) 月例給

職員給与が民間給与を87円(0.02%)上回っているものの、民間給与との較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、改定を行わない。

###### (イ) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

職員の年間支給月数(4.45月)が、民間の年間支給割合(4.31月分)を上回っていることから、年間支給月数を4.30月に引き下げる。支給月数の引下げ分は、国の改定状況や民間の配分状況を踏まえ、期末手当から差し引く。

###### (ウ) 実施時期

条例の公布日から実施

##### イ 給与制度をめぐる諸課題

###### (ア) 定年引上げに伴う今後の給与制度の見直し

国においては、定年の引上げに伴い、当分の間の措置として60歳を超える国家公務員の給与水準を60歳前の7割に設定する一方、給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう、昇給の基準等の給与制度について、定年の段階的な引上げが完成するまでに所要の措置を順次講ずることとされていることから、本県の昇給制度の実態等を踏まえつつ、国の動向に合わせて、今後の給与制度の見直しについて検討が必要

###### (イ) 会計年度任用職員の期末手当

会計年度任用職員の期末手当については、常勤職員の例により常勤職員の期末手当と同じ支給月数としているところであるが、会計年度任用職員には勤勉手当が措置されていない状況を勘案し、当分の間、常勤職員の特別給の改定率を考慮して支給月数を定めることが適当

##### ウ 人事行政における当面の諸課題

###### (ア) 人材の確保・育成等

- a 多様で有為な人材の確保
- b 能力・実績に基づく人事管理の推進
- c 人材育成
- d 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

- (イ) 働き方改革と勤務環境の整備
  - a 時間外勤務の縮減等
  - b 両立支援の取組の推進
  - c 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新しい働き方の推進
- (ウ) 職員の健康管理等
  - a 職員の健康管理
  - b ハラスメントの防止
  - c 長距離・長時間通勤の解消
- (エ) 高齢層職員の雇用と定年引上げ
- (オ) 不祥事防止に向けた取組の徹底

## (2) 職員の採用試験、昇任選考等

【地方公務員法8条1項6号，15条～23条の4】

県職員の採用や昇任は，人事委員会が行う試験又は選考の結果に基づいて行うこととされています。

人事委員会では，任用の基本原則である平等取扱いと成績主義に基づいて，多様化する県民ニーズに対応できる優秀な人材の確保に努めています。

### ○ 令和3年度 職員採用試験・採用選考実施状況

区 分		受験者数 (A)	合格者数 (B)	競争倍率 (A)/(B)
競争試験	大学卒業程度試験	690人	192人	3.6倍
	社会人経験者試験	441人	43人	10.3倍
	短大卒業程度試験	29人	3人	9.7倍
	高校卒業程度試験	180人	42人	4.3倍
	警察少年育成官試験	4人	1人	4.0倍
	警察官(男性)試験	987人	168人	5.9倍
	警察官(女性)試験	313人	43人	7.3倍
	追加公募等	49人	10人	4.9倍
	任期付職員試験	82人	44人	1.9倍
	小 計	2,775人	546人	5.1倍
選考試験	障害のある人を対象とした試験	36人	5人	7.2倍
	そ の 他	65人	13人	5.0倍
	小 計	101人	18人	5.6倍
その他採用選考		86人	86人	
合 計		2,962人	650人	

(注) 人事委員会が任用手続に関与するものに限る。

### ○ 令和3年度 職員昇任選考実施状況

(単位：人)

職 別	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
局長相当職	2				2
部長相当職	16	3	2	2	23
課長相当職	50	4	3	6	63
担当監・参事相当職	126	24	10	14	174
主査相当職	72	10	20	42	144
合 計	266	41	35	64	406

(注) 警察本部については警察官を除く。

○ 令和4年度 職員採用試験実施計画

試験区分	公告日	受付期間	第1次試験	最終合格発表
大学卒業程度試験	5月12日	5月12日 ～6月1日	6月19日	8月16日
行政(一般事務B) 情報	5月12日	5月12日 ～6月1日	6月19日	8月19日
第1回社会人経験者試験	5月12日	5月12日 ～6月1日	6月19日	8月26日
第2回社会人経験者試験	8月29日	8月29日 ～9月21日	10月16日	12月2日
短大卒業程度試験	7月1日	7月1日 ～9月6日	9月25日	11月7日
総合土木	5月12日	5月12日 ～6月1日	6月19日	8月16日
高校卒業程度試験	7月1日	7月1日 ～9月6日	9月25日	11月7日
障害のある人を対象とした試験 (身体障害者・精神障害者)	7月1日	7月1日 ～9月22日	10月23日	12月2日
警察少年育成官	5月12日	5月12日 ～6月1日	6月19日	8月16日
第1回警察官試験	3月1日	3月1日 ～4月12日	5月8日	8月3日
第2回警察官試験	7月1日	7月1日 ～8月30日	9月18日	11月24日



### (3) 条例意見の提出

【地方公務員法5条2項】

職員の給与など職員の人事行政に関する条例の制定又は改廃について、議会から意見を求められた場合、意見を申し述べます。

#### ○ 条例案に対する意見（令和3年度）

年月日	条例案	意見			
令和3年 6月28日	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考えます。			
令和3年 12月10日	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適当と考えます。			
	<table border="1"> <tr> <td>職員の給与に関する条例の一部改正</td> </tr> <tr> <td>一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正</td> </tr> <tr> <td>一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正</td> </tr> <tr> <td>短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正</td> </tr> </table>		職員の給与に関する条例の一部改正	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
職員の給与に関する条例の一部改正					
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正					
一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正					
短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正					
職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例案	公務を取り巻く情勢の変化に鑑み、公務遂行中の過失による交通事故以外の事故に、失職の特例の範囲を拡充することについては適当と考えます。なお、その適用に当たっては、地方公務員法の規定の趣旨に照らして極めて厳正な運用が求められるものと考えます。				
令和4年 2月16日	職員のサービスの宣誓に関する条例及び広島県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適当と考えます。			

#### (4) 職員からの措置要求や審査請求の審査

【地方公務員法8条1項9・10号，46条～51条の2】

職員は，人事委員会に対して，給与，勤務時間その他の勤務条件に関し当局により適当な措置が執られるべきことを求めたり，また，懲戒処分などの不利益な処分に対して審査請求を行うことができます。

人事委員会は中立機関として，このような職員の措置要求や審査請求について，事案を審査し，判定や裁決などを行っています。

##### ○ 勤務条件に関する措置要求の状況（令和3年度）

令和3年度当初	新規要求	取下げ	判定	令和3年度末
0件	0件	0件	0件	0件

処理状況（令和3年度末現在）

事案なし

##### ○ 不利益処分に関する審査請求の状況（令和3年度）

令和3年度当初	新規申立て	取下げ	裁決・決定	令和3年度末
0件	0件	0件	0件	0件

処理状況（令和3年度末現在）

事案なし

#### (5) 職員からの苦情相談

【地方公務員法8条1項11号】

平成17年4月に設けられた苦情相談制度により，職員の勤務条件や職場環境など職場における人事管理に関する職員からの苦情について，相談に応じています。

相談内容に応じて，相談者への制度説明や助言，任命権者への調査の依頼や改善指導などを行っています。

##### ○ 職員からの苦情相談の状況（令和3年度）

（単位：件）

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	受託(市町等)	合 計
給 与					
勤 務 時 間					
任 用	2				2
いじめ・嫌がらせ	1			1	2
そ の 他		1		1	2
計	3	1		2	6

## (6) 労働基準監督機関としての事務

【地方公務員法 58 条 5 項】

知事部局の本庁や地方機関（厚生環境事務所・保健所などは除く）、県立の教育機関、警察署などの事業所に対して、労働基準監督署に代わって労働基準監督機関としての職権を行使する事務を行っています。

労働基準法や労働安全衛生法の規定に基づく各種の許可や届出・報告の受理、事業所に対する実地調査の定期的な実施など、職場環境や職員の労働条件が適正に守られるよう所管の事業所を監督しています。